

尚絅学院大学『紀要』投稿規程

- 第1条 原稿の第一執筆者は、尚絅学院大学の専任教員、非常勤教員・退職教員及び大学院学生とする。但し、上記以外の者で投稿を希望する者が出た場合には、紀要編集委員会で別途審議して、投稿を認める場合がある。
- 第2条 原稿の種類は、次の通りとし、いずれも未発表（口頭発表を除く）のものに限る。
- (1) 論文
 - (2) 研究ノート
 - (3) 資料
 - (4) 書評
 - (5) その他、委員会が適切と判断したもの
- 第3条 投稿者は、所定の日時までに編集委員会へ申し込み、原稿を所定の日時まで提出する。
- 第4条 原稿は、別に定める執筆要項に従って書くものとする。
- 第5条 投稿原稿は、1号につき第一執筆者としての投稿は、一人1編とする。但し、第二以降の執筆者としての投稿は一人2編までとする。
- 第6条 原稿の一編の長さは、文字部分で1ページ40字×40行とし、表題、図表を含めて、投稿時の原稿で16ページ以内とする。但し、書評は2ないし3ページとする。
- 第7条 原稿の紀要掲載の適否についての判断は、紀要編集委員会が行う。
- 第8条 紀要掲載原稿の著作権は、尚絅学院大学に帰属する。但し、次の権利は執筆者のものとする。
- (1) 執筆者自身の他の著作への複写・転載・翻訳・翻案。但し、その原稿が本学の『尚絅学院大学紀要』に掲載されたものであることを明記する。
 - (2) 執筆者が営利を目的とせず行う複写・転載。
 - (3) その他、日本の著作権法に違反しない利用。
- 第9条 別刷は一編ごとに30部までは、無償とするが、それ以上希望する場合は、執筆者の負担とする。
- 第10条 この規程の改廃については、尚絅学院大学紀要編集委員会の議を経て、学長が決定する。

附則

- 1 この規程は、1983年6月21日から施行する。
- 2 この改正規程は、1986年3月13日から施行する。
- 3 この改正規程は、1988年7月1日から施行する。
- 4 この改正規程は、2001年4月1日から施行する。
- 5 この改正規程は、2004年4月1日から施行する。
- 6 この改正規程は、2005年4月1日から施行する。
- 7 この改正規程は、2008年9月16日から施行する。
- 8 この改正規程は、2010年10月26日から施行する。
- 9 この改正規程は、2013年4月23日から施行する。
- 10 この改正規程は、2013年7月16日から施行する。
- 11 この改正規程は、2019年4月1日から施行する。